

事務連絡
令和3年8月27日

関係団体各位

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
中小企業庁

「価格交渉促進月間」の実施について

平素より、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

中小企業庁では、かねてより発注側企業と受注側企業との取引適正化に向けた取組を行っております。

中小企業庁の下請Gメンによるヒアリング調査などによれば、依然として発注側企業から一方的な原価低減要請が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態が存在しております。

このため、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すべく、本年9月を「価格交渉促進月間」に設定することが、令和3年8月25日に首相官邸で開催された「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において関係省庁間で合意されました。

中小企業庁では、これに基づき、発注側企業と受注側企業との間の価格交渉を促進するための各種施策を行ってまいります。

貴団体におかれましては、下記の点について各会員企業に周知いただけますよう、御協力をお願い申し上げます。

記

中小企業庁においては、9月の「価格交渉促進月間」終了後に、下記のフォローアップを実施してまいります。

1) 受注側企業への状況調査

10月以降、受注側企業に対し、発注側企業との価格交渉の状況について、

下請 G メンによる重点的なヒアリング（2 千社程度）や、アンケート調査（数万社に対して配布予定）を実施いたします。

2) 調査結果の公表

上記 1) の受注側企業に対する調査結果に基づき、

- ・先進的な取組、グッドプラクティスの公表
- ・アンケートの回答を数値化して集計し、公表することを検討
- ・下請代金法に違反する事案については、公正取引委員会と連携して対処等を行ってまいります。

その他、本月間の期間において、価格交渉や下請代金法に関する講習会、セミナー等も実施してまいります。

発注側企業におかれては、上記の中小企業庁における実施事項を踏まえ、「価格交渉推進月間」における受注側企業からの価格交渉の要請に御対応いただければ幸いです。

今後とも、発注側企業と受注側企業の共存共栄関係の進展を目指し、適正価格での取引の実現に益々の御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上

お問い合わせ先

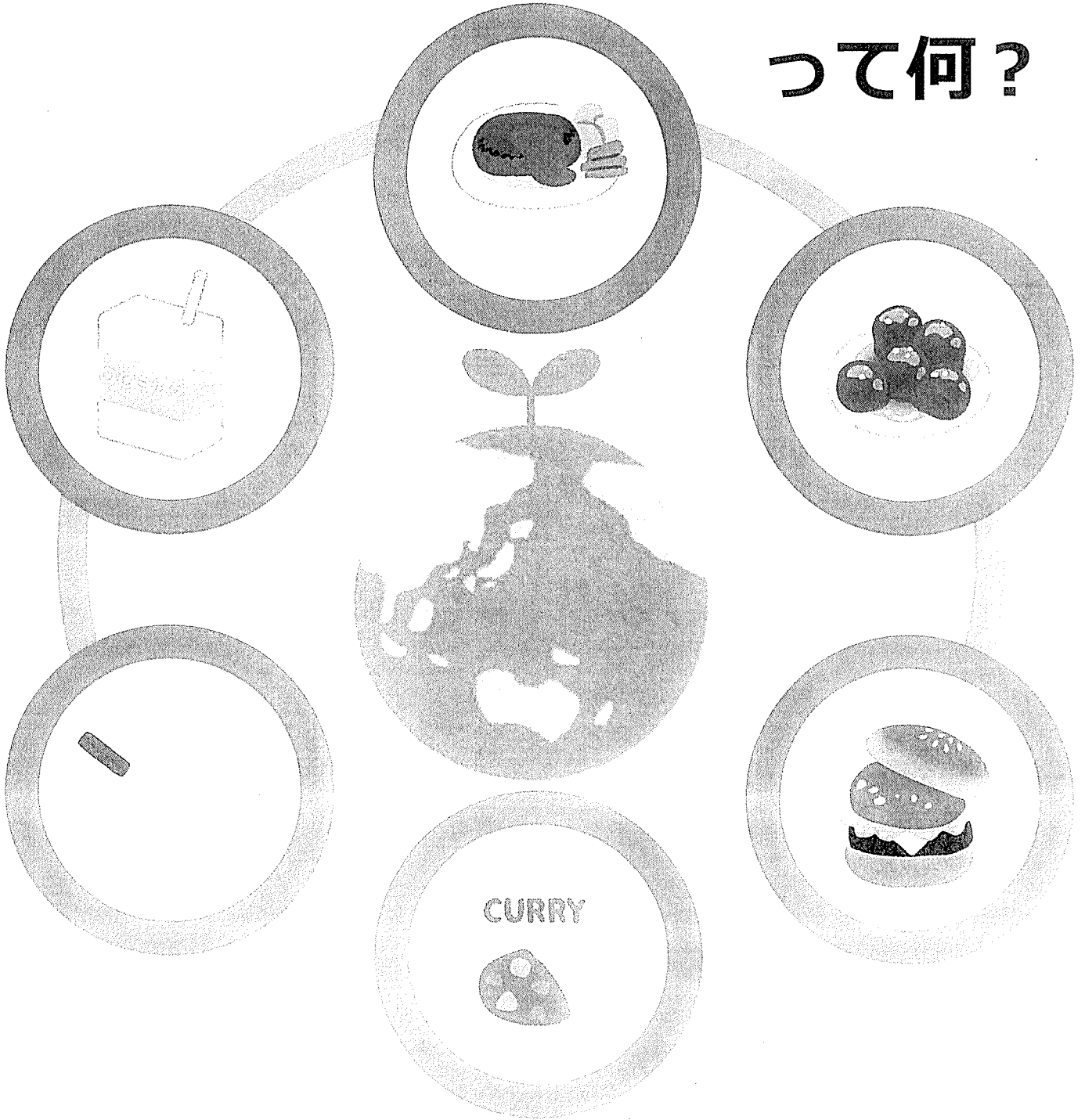
中小企業庁事業環境部取引課

電話：03-3501-1669（直通）

担当者：善明、藤川、佐々木

プラントベース食品

って何？



消費者庁

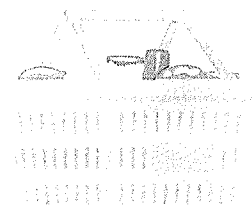
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

プラントベース食品とは？

- 近年、多様な消費者の嗜好^{しこう}を反映し、動物性原材料ではなく、植物由来の原材料を使用した食品が増えています。
- プラントベース食品は、このような植物由来の原材料を使用し、畜産物や水産物に似せて作られていることが特徴です。
- これまでに、大豆や小麦などから、「肉」、「卵」、「ミルク」、「バター」「チーズ」などの代替となる加工食品が製造・販売されています。また、一部の飲食店においてメニューとして提供などもされています。

プラントベース食品で注意することは？

- 「大豆肉」や「大豆から作ったハンバーグ」と表示されている加工食品には、様々なものがあります。
 - 全て植物由来の原材料であるもの
 - 一部の原材料や食品添加物に動物性由来のものが含まれているもの など
- 「〇〇ミルク」と表示されている食品や、バターやチーズのような絵・写真が表示されている食品にも、様々なものがあります。
 - 乳製品から製造されていないもの
 - 〇〇以外のものも原材料に使用しているもの など
- 特に、食物アレルギーをお持ちの消費者の方が加工食品を購入される場合は、使用されている原材料の表示をよく確認しましょう。



プラントベース食品は、様々な商品やメニューがあるので、商品・原材料名、料理名などの表示内容をよく確認し選択してください。

プラントベース食品に関するQ&Aはこちら

URL : https://www.caa.go.jp/notice/other/plant_based/

食品の表示や飲食店のメニューなどについて困ったときのご相談はこちら

消費者ホットライン「188 (いやや!)」番

※お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等を
ご案内する全国共通の3桁の電話番号です。



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

テーマ別メニュー

消費者庁について

お知らせ

政策

法令

刊行物

消費者庁ホーム > お知らせ > その他 > プラントベース食品関連情報

プラントベース食品関連情報

リーフレット

プラントベース食品って何? [PDF:857KB]

お知らせ

- ▶ 大臣等記者会見
- ▶ 報道発表資料一覧
- ▶ パブリック・コメント
- ▶ 行事案内
- ▶ 調達情報
- ▶ 消費者庁PR動画
- ▶ 安全・安心のために注意していただきたいこと
- ▶ 新着情報一覧
- ▶ 会議・研究会等一覧
- ▶ 執行状況一覧
- ▶ 政府広報
- ▶ その他

プラントベース食品等の表示に関するQ&A

【景品表示法関係】

- Q1 ▼ プラントベース(植物由来)食品(※)である「肉」(以下「代替肉」といいます。)の商品名に例えば「大豆肉」、「ノットミート」と表示することは景品表示法上問題となりますか。
- Q2 ▼ 大豆から作った代替肉を使ったハンバーグの商品名に「大豆からつくったハンバーグ」と表示することは景品表示法上問題となりますか。
- Q3 ▼ 大豆から作った代替肉の商品名に「大豆ミート」と表示し、「100%植物性」と併記すれば景品表示法上問題にはなりません。なお、食品添加物の香料は植物由来ではありません。
- Q4 ▼ プラントベース(植物由来)食品である「乳飲料」(以下「代替乳飲料」といいます。)の商品名に、「オーツミルク」、「ライス乳」と表示することは景品表示法上問題となりますか。
- Q5 ▼ 豆乳などから作ったプラントベース(植物由来)食品である「チーズ」(以下「代替チーズ」といいます。)や「バター」(以下「代替バター」といいます。)の商品名に、それぞれ「ネクストチーズ」、「ネオバター」と表示することは景品表示法上問題となりますか。
- Q6 ▼ 大豆、野菜等から作ったプラントベース(植物由来)食品である「魚」(以下「代替魚」といいます。)の商品名に「代替魚」、「植物ツナ」、「代替マグロ」と表示することは景品表示法上問題となりますか。
- Q7 ▼ 本来とは異なる原材料から作った、はちみつと同等の栄養成分等を持つ食品(以下「代替はちみつ」といいます。)の商品名に「Bee Freeはちみつ」と表示することは景品表示法上問題となりますか。
- Q8 ▼ 代替乳飲料や代替バターを輸入する場合、例えば商品名に英語表記でそれぞれ「〇〇Milk」、「〇〇butter」と表示されているパッケージをそのまま使用しても景品表示法上問題となりますか。
- Q9 ▼ 大豆で作った代替肉で調理した食品(大豆で作ったハンバーグ、大豆で作ったパティを使用したハンバーガー等)を飲食店で提供する場合、メニュー名などでどのような点に注意すればよいのでしょうか。

【食品表示法関係】

- プラントベース(植物由来)食品について、一括表示の原材料名はどのように記載すべきでしょうか。

- Q10 例えば、代替肉や液卵と記載可能ですか。
- Q11 ▼ 食肉製品製造工場でプラントベース(植物由来)食品を製造する場合、食物アレルギー表示の対象となる特定原材料等のコンタミネーション(意図せぬ混入)に関する表示は必要ですか。
- Q12 ▼ 卵と類似した成分を使って作られるプラントベース(植物由来)食品である代替卵について、食物アレルギー表示は必要ですか。
- Q13 ▼ 昆虫食に食物アレルギー表示は必要ですか。

回答

- Q1 プラントベース(植物由来)食品(※)である「肉」(以下「代替肉」といいます。)の商品名に例えば「大豆肉」、「ノットミート」と表示することは景品表示法上問題となりますか。

A 代替肉は、食肉ではありません。
したがって、例えば、商品名とは別に、「大豆を使用したものです」、「原材料に大豆使用」、「お肉を使用していません」、「肉不使用」と表示するなど、一般消費者が、表示全体から、食肉ではないのに食肉であるかのように誤認する表示になっていなければ、景品表示法上問題となることはありません。

※ 本Q&Aでいう「プラントベース(植物由来)食品」とは、主に植物由来の原材料(畜産物や水産物を含まない。)で肉などの畜産物や魚などの水産物に似せて作った商品をいいます。動物由来の添加物が含まれている場合でも、主な原材料が植物由来である場合は、「プラントベース(植物由来)食品」に含めることとします。

- Q2 大豆から作った代替肉を使ったハンバーグの商品名に「大豆からつくったハンバーグ」と表示することは景品表示法上問題となりますか。

A 「大豆からつくったハンバーグ」との表示に接した一般消費者の中には、ハンバーグの材料として食肉の代わりに使用した代替肉の使用割合が100%であると認識する者もいると考えられます。
したがって、代替肉の使用割合が100%でない場合は、例えば、商品名とは別に、代替肉の使用割合を表示するなど、一般消費者が、表示全体から、代替肉の使用割合が100%ではないのに100%であるかのように誤認する表示になっていなければ、景品表示法上問題となることはありません。

- Q3 大豆から作った代替肉の商品名に「大豆ミート」と表示し、「100%植物性」と併記すれば景品表示法上問題にはなりませんか。なお、食品添加物の香料は植物由来ではありません。

A 「大豆ミート」、「100%植物性」との表示に接した一般消費者の中には、食品添加物も含めて全ての原材料に植物性のものを使用していると認識する者もいると考えられます。
したがって、例えば、商品名とは別に、「原材料は植物性です(食品添加物を除く)」と表示するなど、一般消費者が、表示全体から、食品添加物を含めて全ての原材料に植物性のものを使用していないのに使用しているかのように誤認する表示になっていなければ、景品表示法上問題となることはありません。

- Q4 プラントベース(植物由来)食品である「乳飲料」(以下「代替乳飲料」といいます。)の商品名に、「オーツミルク」、「ライス乳」と表示することは景品表示法上問題となりますか。

A 代替乳飲料は、牛乳又は乳飲料(以下「牛乳等」といいます。)ではありません。
したがって、例えば、商品名とは別に、「オーツ麦を使用したものです」、「牛乳や乳飲料ではありません」と表示するなど、一般消費者が、表示全体から、牛乳等ではないのに牛乳等であるかのように誤認する表示になっていなければ、景品表示法上問題となることはありません。

Q5 豆乳などから作ったプラントベース(植物由来)食品である「チーズ」(以下「代替チーズ」といいます。)や「バター」(以下「代替バター」といいます。)の商品名に、それぞれ「ネクストチーズ」、「ネオバター」と表示することは景品表示法上問題となりますか。

A 代替チーズや代替バターは、乳製品ではありません。
したがって、例えば、商品名とは別に、「豆乳で作りました」、「乳製品ではありません」と表示するなど、一般消費者が、表示全体から、乳製品ではないのに乳製品であるかのように誤認する表示になっていなければ、景品表示法上問題となることはありません。

Q6 大豆、野菜等から作ったプラントベース(植物由来)食品である「魚」(以下「代替魚」といいます。)の商品名に「代替魚」、「植物ツナ」、「代替マグロ」と表示することは景品表示法上問題となりますか。

A 代替魚は、魚ではありません。
したがって、例えば、商品名とは別に、「野菜で作りました」、「原材料に野菜を使用」、「魚を使用していません」、「魚不使用」と表示するなど、一般消費者が、表示全体から、魚ではないのに魚であるかのように誤認する表示になっていなければ、景品表示法上問題となることはありません。

Q7 本来とは異なる原材料から作った、はちみつと同等の栄養成分等を持つ食品(以下「代替はちみつ」といいます。)の商品名に「Bee Freeはちみつ」と表示することは景品表示法上問題となりますか。

A 代替はちみつは、はちみつ類ではありません。
したがって、例えば、商品名とは別に、「〇〇(原材料名)で作りました」、「はちみつ類ではありません」と表示するなど、一般消費者が、表示全体から、はちみつ類ではないのにはちみつ類であるかのように誤認する表示になっていなければ、景品表示法上問題となることはありません。

Q8 代替乳飲料や代替バターを輸入する場合、例えば商品名に英語表記でそれぞれ「〇〇Milk」、「〇〇butter」と表示されているパッケージをそのまま使用しても景品表示法上問題となりますか。

A 「Milk」や「butter」との表示に接した一般消費者の中には、それぞれ牛乳等、乳製品であると認識する者もいると考えられます。
したがって、例えば、商品名とは別に、「牛乳や乳飲料ではありません」、「乳製品ではありません」と表示するなど、一般消費者が、表示全体から、牛乳等又は乳製品ではないのに牛乳等又は乳製品であるかのように誤認する表示になっていなければ、景品表示法上問題となることはありません。

Q9 大豆で作った代替肉で調理した食品(大豆で作ったハンバーグ、大豆で作ったパティを使用したハンバーガー等)を飲食店で提供する場合、メニュー名などでどのような点に注意すればよいのでしょうか。

A 消費者庁ウェブサイトのよくある質問コーナー(景品表示法関係) > 「表示に関するQ&A」 Q43のとおり、店内・店頭メニュー上の表示、陳列物、説明も景品表示法の表示に該当し、規制対象となります。

景品表示法上の注意点については、本Q&Aの▶ Q2及び 「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」(平成26年3月28日消費者庁)[PDF:252KB]を参考にしてください。

Q10 プラントベース(植物由来)食品について、一括表示の原材料名はどのように記載すべきでしょうか。例えば、代替肉や液卵と記載可能ですか。

A 食品表示基準において、原材料名は「その最も一般的な名称をもって表示する」こととなっております。プラントベース(植物由来)食品の原材料名としては、例えば、大豆から作られている食品の場合には、「大豆」「大豆加工品」等と記載してください。

なお、プラントベース(植物由来)食品の原材料の名称としては、現時点では、肉や卵を含む用語は、「一般的な名称」とは言えないと考えます。

Q11 食肉製品製造工場ですら植物由来(植物由来)食品を製造する場合、食物アレルギー表示の対象となる特定原材料等のコンタミネーション(意図せぬ混入)に関する表示は必要ですか。

A 同一の製造ラインで製造する食肉加工食品の原材料等に食物アレルギー表示の対象となる特定原材料等が含まれている場合、コンタミネーション(意図せぬ混入)がないよう、製造ラインを十分洗浄する、可能な限り専用器具を使用する等の混入防止策の徹底を図ることが大切です。その上で、混入の可能性を排除できない場合には、例えば一括表示枠外に「本品製造工場では牛肉を含む製品を生産していません。」等の注意喚起表示をすることが望ましいです。

Q12 卵と類似した成分を使って作られるプラントベース(植物由来)食品である代替卵について、食物アレルギー表示は必要ですか。

A 食品表示基準において、食物アレルギー表示を義務付けている「卵」の範囲は、鶏卵の他、あひるやうずらの卵等、一般的に使用される食用鳥卵となります。この範囲外であれば、「卵」としての食物アレルギー表示は必要ありませんが、プラントベース食品に使用されている主な原材料等に、「卵」以外の食品表示基準で表示を義務付けている特定原材料及び通知で表示を推奨している特定原材料に準ずるものが含まれる場合は、当該原材料は食物アレルギー表示の対象となります。

なお、例えば、事業者において、根拠に基づき、一括表示枠外に「本商品に使用されている●●は、卵と類似した成分が含まれています。卵のアレルギーをお持ちの方はお控えください。」等、注意喚起表示を行うことは可能です。

Q13 昆虫食に食物アレルギー表示は必要ですか。

A 現時点(令和3年8月)では、「昆虫」は食物アレルギー表示の対象として定められている特定原材料等に該当しないため、食物アレルギー表示は必要ありません。

なお、例えば、事業者において、根拠に基づき、一括表示枠外に「本品に使用されている●●(昆虫由来の原材料を表示)は、甲殻類と類似した成分が含まれています。えびやかかんにアレルギーをお持ちの方はお控えください。」等、注意喚起表示を行うことは可能です。

相談窓口等

消費者ホットライン

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!)
原則、最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内します。
相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。



最寄りの消費生活センターを検索(国民生活センターのウェブサイトへリンク)

担当: Q1~Q9 表示対策課(03-3507-9233)

Q10~Q13 食品表示企画課(03-3507-9222)

📌 注目情報・キーワード

- ▶ [新型コロナ](#)
- ▶ [携帯電話](#)
- ▶ [18歳から大人](#)
- ▶ [法執行](#)
- ▶ [取引デジタルプラットフォーム](#)
- ▶ [食品表示リコール情報サイト](#)
- ▶ [押印等見直し](#)
- ▶ [消費者契約法](#)
- ▶ [食品ロス削減](#)
- ▶ [見守りネットワーク](#)
- ▶ [子どもの事故防止](#)
- ▶ [特定商取引法](#)
- ▶ [景品表示法](#)
- ▶ [食品表示](#)
- ▶ [消費者志向経営](#)
- ▶ [ギャンブル等依存症対策](#)
- ▶ [災害関連情報](#)

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館(▶[地図](#))

電話番号:03-3507-8800(代表) 法人番号:5000012010024

Copyright © Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.





消費者庁後援

景品表示法務検定

一般社団法人 全国公正取引協議会連合会

令和3年9月
一般社団法人全国公正取引協議会連合会

景品表示法務検定試験のご案内

当連合会におきましては、本年秋から、景品表示法務検定試験を実施する予定でございましたところ、このほど、同試験の実施要領が決まりましたのでご案内します。

同試験は、景品表示法違反行為の未然防止の観点から、消費者庁の後援を得て実施するものであり、同試験合格者は景品表示法について一定の知識を有する者として社内において景品表示法関係部署に配属され、違反行為の未然防止のための職務を行う適任者と扱われることが期待されます。また、公正取引協議会の会員事業者におかれましては、参加する公正取引協議会の研修事業を活用されるなど公正競争規約の遵守に取り組まれていることと思っておりますが、さらに、一層の未然防止の徹底を図るためにも、本制度のご利用がお役に立つのではないかと考えております。

実施要領の詳細は当連合会のホームページ (<https://www.jfftc.org>) に掲載しております。同ホームページから受験の申込が可能となっておりますので、ご関心のおありの方は申込手続きをしていただきますようお願いいたします。

試験の日程等は下記のとおりです。

記

- 1 受験申込の期間 令和3年9月10日(金)～令和3年11月10日(水)
【当連合会のホームページから申込可能】
- 2 試験の実施期間 令和3年11月24日(水)～令和3年12月8日(水)
- 3 受 験 地 全国47都道府県の主要都市約200か所(試験実施期間中にご都合のつく場所、時間帯で受験が可能)
- 4 試 験 問 題 数 4者択一方式50問(100点満点)
- 5 受 験 料 一人8,800円(税込み)
- 6 合 格 水 準 80点以上
【80点～89点：スタンダードクラス、90点～：アドバンスクラス】
- 7 合 格 証 6に記載のクラスに応じた合格証を交付
- 8 合格証の更新 有効期間は3年間。更新を希望する場合は研修の受講が必要

試験内容に関するお問合せ先 : (一社)全国公正取引協議会連合会

電話 03-3568-2020 (10時00分～16時00分(平日))

受験手続に関するお問合せ先 : 受験サポートセンター

電話 03-5209-0553 (9時30分～17時30分(年末年始を除く))



景品表示法とは

関連団体リンク集

個人情報保護方針

会員専用 (要ID・PW)

一般社団法人 Federation of Fair Trade Conferences
全国公正取引協議会連合会

アクセス方法

お問い合わせ

[当連合会について](#) [公正競争規約とは](#) [公正取引協議会とは](#) [景品表示法とは](#) [違反事件DB](#)

景品表示法務検定試験の概要

当連合会は、消費者庁の後援により、本年11月中旬から、景品表示法務検定試験（景品表示法に関する知識の習熟度に関する試験）を実施します。受験申込みは9月中旬からを予定しております。コンプライアンスのためにも是非とも、ご利用お願い致します。同試験の実施要領が決まり次第掲載いたします。

1. 景品表示法務検定試験の目的

景品表示法は、不当表示を禁止し景品類の最高額を制限することなどにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ることを目的とする法律です。

平成26年の法改正によって新たに設けられた景品表示法第26条第1項は、全ての事業者に、景品表示法に違反する不当表示及び過大な景品類の提供（以下「不当表示等」という。）を未然に防止するために必要な体制の整備その他必要な措置を講じることを求めています。そして、同法第26条第2項に基づき定められた「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」は、事業者に対して、景品類の提供若しくは自己の供給する商品又は役務についての一般消費者向けの表示（以下「表示等」という。）に関する事項を適正に管理するための担当者又は担当部門（以下「景品表示管理担当者」という。）を定めることを求めるとともに、当該担当者は、自社の表示等に関して監視・監督権限を有していることや景品表示法に関する一定の知識の習得に努めていることなどを求めています。

当連合会は、景品表示法違反の未然防止の観点から、本年11月中旬ごろ景品表示法務検定試験を実施することとしております。同試験は消費者庁の後援を得て実施するものでして、景品表示管理担当者に求められる景品表示法の実務に関する知識を身につけた人材を育成・増強するものであり、事業者は、その合格者を自社の景品表示管理担当者に充てるほか、自社が景品表示法に違反することがないように社内の営業活動、宣伝広告活動等について必要不可欠な監視をさせ、その旨を広くアピールすることにより消費者の信頼を高め、適正な販売促進活動に役立たせようというものです。

前記指針においては、公正競争規約を運用している公正取引協議会の会員であって、同規約を遵守するために必要な措置を講じている場合は、特段の措置を採ることは求められていませんが、そのような事業者にあっても、規約の遵守体制に併せて、景品表示法の全般的な知識を有する同試験の合格者を社内に配置することにより、景品表示法違反行為の未然防止に万全を期すことができることから、消費者からのより一層の信頼獲得が期待されると考えられます。

2. 景品表示法務検定試験の概要

景品表示法務検定試験は、誰でもが受験可能であり、景品表示法に関する知識の習熟度について4者択一方式で50問について回答いただき、80点以上を合格者とし、合格者には合格証を交付することとしております。合格証の有効期間は3年間とし、更新には研修を受講していただくことを考えています。

景品表示法とは

景品表示法とは

景品表示法セミナー

講師派遣

公正競争規約・
公正取引協議会に
加入するメリット
をご存知ですか？

試験時間は90分、受験料は税込みで8800円と想定しています。試験はCBT方式（CBT（Computer Based Testing）方式は、専用の試験会場に設置された専用のコンピュータを用いて受験する方式。受験者はコンピュータに表示された試験問題に対して、マウスやキーボードを用いて解答する。）で行うこととしています。

試験は、本年度においては11月中旬から2週間の間全国47都道府県の約200か所の試験会場において実施する予定でして、受験者は希望する会場、希望する時間帯で受験可能となっています。同試験の受験申込みの開始は、9月中旬を考えており、それまでには、実施要領（申込要領などを含む）をホームページに掲載しますので、是非とも、ご覧いただき、受験していただきますようお願い致します。

3. 受験の準備

消費者庁ウェブサイトに掲載された景品表示法に関する各種の公表資料や景品表示法の概要等を解説した参考書に習熟するとともに、一般社団法人全国公正取引協議会連合会が実施する景品表示法に関するセミナー、研修会等も活用しつつ、学習を進めることにより、景品表示法務検定試験の合格に必要な知識・能力を身につけられると考えられます。

消費者庁ウェブサイト

（参考書の例）

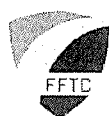
「景品表示法第6版」（消費者庁表示対策課長西川康一編。6月下旬発刊予定。商事法務）

「景品表示法の法律相談」（加藤公司ほか編。青林書院）

「広告宣伝・景品表示に関する法律と実務」（波光庵ほか著。日本加除出版）

この他、学習に当たっては「景品表示法関係法令集」（一般社団法人全国公正取引協議会連合会刊）を適宜参照されることをお勧めします。同法令集には景品表示法、同施行令等の法令のほか、消費者庁等が発出しているガイドラインなどを収録しています。

<景品表示法務検定試験のロゴマークです。>



消費者庁後援

景品表示法務検定

一般社団法人 全国公正取引協議会連合会

[ページトップへ戻る](#)

一般社団法人全国公正取引協議会連合会 〒107-0052 港区赤坂1-4-1 赤坂KSビル2F 電話 (03) 3568-2020 FAX (03) 3568-2030

Copyright © Federation of Fair Trade Conferences, All Rights Reserved.



令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限り)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の
申請が可能

③ 上限加算の対象人数
を10人まで拡大

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限度区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場
イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 450 万円（上記⑤のア又はイに該当する場合 **最大 600 万円**）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練など）

- ※ PC、スマホ、タブレットの他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象
(⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る)

各コース助成上限額

	引き上げる労働者数				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
・45円コースを新設					
・10人以上の上限区分を新設					
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

活用事例

助成対象の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

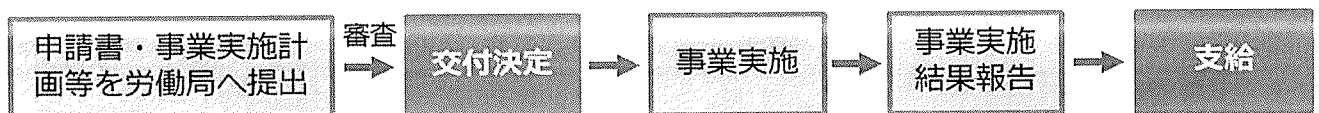
その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。



手続きの流れ



申請期限

令和4年1月31日

i 【お問い合わせ】

令和3年8月10日より業務改善助成金コールセンターを開設します。

電話番号：03-6388-6155 (受付時間 平日8:30～17:15)

【申請窓口】 事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています